

広島市安芸区選挙管理委員会告示第30号

令和7年10月23日

令和7年11月9日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者が辞任したことに伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 荒井 秀則

(別紙)

期日前投票所の投票管理者

阿戸出張所

【旧】

住 所	氏 名	職務を行う日
広島市安佐南区	奥野 祐輔	1 0 月 2 4 日

【新】

住 所	氏 名	職務を行う日
広島市安佐南区	日隈 伸幸	1 0 月 2 4 日